

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

番号	業 者 名	住 所
①	パナソニック産機システムズ(株)	東京都墨田区押上1-1-2
②	パナソニックマーケティングジャパン(株)	大阪府大阪市中央区城見2-1-6 1
③	パナソニック環境エンジニアリング(株)	大阪府吹田市垂水町3-2 8-3 3

2. 指名停止措置期間

令和7年7月18日 から 令和7年9月17日 まで（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが建設業法第28条第1項第2号本文に該当するとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長または近畿地方整備局長より営業停止処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）別表第2第13号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」以下、「措置要領」という。）別表第2第13号及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に該当する。

指名停止措置要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

問い合わせ先（○主な問い合わせ先）

四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303（直通）

契約課長 山本 隆

○課長補佐 瀬川 晋士